令 和 7 年 度

長 野 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

長 野 市 監 査 委 員

８監査第 44 号
令和８年８月 31 日

長野市長
　荻　原　健　司　様

長野市監査委員　　下　平　　嗣
同　　川　上　　馨
同　　寺　沢　さゆり
同　　北　沢　哲　也

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第 22 条第１項の規定により審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目　　次

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の種類 ･･ 7

第２　審査の対象 ･･ 7

第３　審査の着眼点 ･･ 8

第４　審査の実施内容 ･･ 8

第５　審査の結果 ･･ 8

１　健全化判断比率及び資金不足比率の概要

２　意見

健全化判断比率

１　健全化判断比率 ･･ 13

２　実質赤字比率 ･･ 13

３　連結実質赤字比率 ･･ 14

４　実質公債費比率 ･･ 16

５　将来負担比率 ･･ 17

資金不足比率

１　資金不足比率 ･･ 23

用語説明 ･･ 28

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第 22 条第１項の規定に基づいた審査で、令和８年６月 30 日から８月 24 日までの間、長野市監査基準に準拠して審査を実施した。

第２　審査の対象

令和７年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

<table>
<tr><td colspan="3">一般会計等</td><td colspan="2">一般会計</td><td rowspan="4">実質赤字比率</td><td rowspan="15">連結実質赤字比率</td><td rowspan="15">実質公債費比率</td><td rowspan="15">将来負担比率</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">一般会計等</td><td rowspan="3">一般会計等に属する特別会計</td><td>母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計</td></tr>
<tr><td>授産施設特別会計</td></tr>
<tr><td>病院事業債管理特別会計</td></tr>
<tr><td rowspan="6">公営事業会計</td><td colspan="2" rowspan="5">一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計</td><td>国民健康保険特別会計</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>駐車場事業特別会計</td></tr>
<tr><td>介護保険特別会計</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療特別会計</td></tr>
<tr><td rowspan="5">公営企業会計</td></tr>
<tr><td rowspan="5">公営企業に係る会計
（地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第46条の事業）</td><td rowspan="4">法適用企業</td><td>産業団地事業会計</td><td rowspan="5">資金不足比率 ※注</td></tr>
<tr><td>水道事業会計</td></tr>
<tr><td>下水道事業会計</td></tr>
<tr><td>戸隠観光施設事業会計</td></tr>
<tr><td rowspan="7">一部事務組合・広域連合</td><td>法非適用企業</td><td>鬼無里大岡観光施設事業特別会計</td></tr>
<tr><td rowspan="4">一部事務組合</td><td>須高行政事務組合</td><td rowspan="7"></td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>千曲衛生施設組合</td></tr>
<tr><td>長水部分林組合</td></tr>
<tr><td>長野県市町村自治振興組合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">広域連合</td><td>長野広域連合</td></tr>
<tr><td>長野県後期高齢者医療広域連合</td></tr>
<tr><td>長野県地方税滞納整理機構</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地方公社・第三セクター等</td><td>地方公社</td><td>長野市土地開発公社</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>地方独立行政法人</td><td>長野市民病院</td></tr>
<tr><td>第三セクター等</td><td>市が損失補償や債務保証をしている場合、算定に含める。（令和７年度は該当なし）</td></tr>
</table>

※注　資金不足比率は公営企業会計ごとに算出する。

第３　審査の着眼点

全国都市監査委員会実務ガイドライン「監査の着眼点」を踏まえ、健全化判断比率及び資金不足比率について、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が法令に基づき算出され、正確に算定されているかを審査の着眼点とした。

第４　審査の実施内容

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき算出され、適正に作成されているかについて、関係書類等と照合するとともに、関係職員の説明聴取を実施した。

第５　審査の結果

前記の方法により審査した限り、その重要な点において健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

なお、各指標の概要及び意見は次のとおりである。

１　健全化判断比率及び資金不足比率の概要

項　目	令和７年度	令和６年度	早期(経営)健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30%
実質公債費比率	4.3%	5.1%	25%	35%
将来負担比率	13.3%	9.7%	350%	
資金不足比率	—	—	20%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「－」で表示した。

※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「－」で表示した。

※ 各項目の説明等については、13ページ以降の詳細資料を参照のこと。

２　意　見

＜健全化判断比率＞

令和７年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも国が示す早期健全化基準の数値を大きく下回り、健全な財政状況にあると言える。

実質公債費比率は4.3%で、前年度に比較して0.8ポイント低下（改善）しており、これは市税や普通交付税の増加により標準財政規模が増加したことに加え、過去の大規模事業に係る公債費支出の減少及び近年の市債発行の抑制などが要因である。

また、将来負担比率は13.3%で、前年度に比較して3.6ポイント上昇（悪化）しており、これは大規模施設整備のための市債発行や道路事業等における債務負担額の増加が主な要因である。

令和７年度は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備等に伴い市債

発行額が前年度に比較して 100 億円増加し、今後も市債及び公債費の増加が見込まれるため、引き続き健全財政が維持できるよう計画的な財政運営に努められたい。

＜資金不足比率＞

令和７年度決算に基づく資金不足比率は、全公営企業会計において国が示す経営健全化基準である 20%を下回り、資金不足は生じなかった。

なお、戸隠観光施設事業会計は建設改良に係る企業債の償還を市からの補助金で賄っていること、また、鬼無里大岡観光施設事業特別会計は市の一般会計繰入金及び市債による運営であることに留意が必要である。

健全化判断比率

１　健全化判断比率

健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

項　　目	令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度	R7-R6年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	― （▲ 3.09%）	― （▲ 2.84%）	― （▲ 4.05%）	― （▲ 4.18%）	― （▲ 4.36%）	（△ 0.25）	11.25%	20%
連結実質赤字比率	― （▲ 25.61%）	― （▲ 26.42%）	― （▲ 29.32%）	― （▲ 29.96%）	― （▲ 30.55%）	（0.81）	16.25%	30%
実質公債費比率	4.3%	5.1%	5.2%	4.9%	4.3%	△ 0.8	25%	35%
将来負担比率	13.3%	9.7%	20.6%	27.7%	33.0%	3.6	350%	

※ 各比率は、表示単位未満を切り捨てて表示した。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「－」で表示し、参考として、黒字の比率を（ ）内に「▲」で併記した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。さらに、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならないとされている。

２　実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{実質赤字比率}\ (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）}} \times 100$$

令和７年度決算における実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

（単位　千円・％）

会計名			実質収支額 令和７年度	実質収支額 令和６年度	比較増減
一般会計等	一般会計		2,931,722	2,636,254	295,468
一般会計等	特別会計（一般会計等に属する）	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0
一般会計等	特別会計（一般会計等に属する）	授産施設特別会計	1	1	0
一般会計等	特別会計（一般会計等に属する）	病院事業債管理特別会計	0	0	0
合計 ①			2,931,723	2,636,255	295,468
標準財政規模 ②			94,591,098	92,760,094	1,831,004
実質赤字比率（①/②）			－ （▲ 3.09）	－ （▲ 2.84）	（△ 0.25ﾎﾟｲﾝﾄ）

（注）実質赤字比率については、参考として、黒字の比率を「▲」で併記した。

当年度の実質収支額は、29億3,172万円余の黒字となった。

実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされるため「－」と表示している。参考として、黒字の比率を（　）内に「▲」で併記しており、前年度に比較して0.25ポイント低下（改善）した。これは、実質収支額が前年度に比較して２億9,546万円余増加した一方で、標準財政規模が18億3,100万円余増加したことによるものである。

３　連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{連結実質赤字比率}\ (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

（臨時財政対策債発行可能額を含む）

令和７年度決算における連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

（単位　千円・％）

会計名		連結実質収支額 令和７年度	連結実質収支額 令和６年度	比較増減
一般会計等		実質収支額		
	一般会計	2,931,722	2,636,254	295,468
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0
	授産施設特別会計	1	1	0
	病院事業債管理特別会計	0	0	0
	小計	2,931,723	2,636,255	295,468
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		実質収支額		
	国民健康保険特別会計	750,422	743,126	7,296
	駐車場事業特別会計	6,663	1,057	5,606
	介護保険特別会計	699,551	643,602	55,949
	後期高齢者医療特別会計	14,278	14,779	△ 501
	小計	1,470,914	1,402,564	68,350
公営企業会計に係る会計		資金不足額（△）・剰余額		
法適用企業	産業団地事業会計（宅地造成事業）	1,629,763	1,596,686	33,077
	水道事業会計	13,454,243	14,394,082	△ 939,839
	下水道事業会計	4,571,442	4,333,469	237,973
	戸隠観光施設事業会計	171,248	147,639	23,609
	小計	19,826,696	20,471,876	△ 645,180
法非適用企業	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	54	54	0
	小計	54	54	0
合計 ①		24,229,387	24,510,749	△ 281,362
標準財政規模 ②		94,591,098	92,760,094	1,831,004
連結実質赤字比率（①/②）		ー（▲ 25.61）	ー（▲ 26.42）	（0.81ﾎﾟｲﾝﾄ）

当年度の連結実質収支額は、242億2,938万円余の黒字となった。

連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされるため「ー」と表示している。参考として、黒字の比率を（　）内に「▲」で併記しており、前年度に比較して0.81ポイント上昇（悪化）した。これは、連結実質収支額が2億8,136万円余減少し、標準財政規模が18億3,100万円余増加したことによるものである。

４　実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの程度を示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）（\%）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

令和７年度決算における実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

（単位　千円）

項　　目	単年度		比較増減
	令和７年度	令和６年度	
地方債の元利償還金　①	14,360,566	15,977,741	△ 1,617,175
準元利償還金　②	5,046,002	5,313,415	△ 267,413
特定財源　③	4,141,670	3,825,110	316,560
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　④	12,891,146	13,980,580	△ 1,089,434
（①＋②）－（③＋④）　A	2,373,752	3,485,466	△ 1,111,714
標準財政規模　⑤	94,591,098	92,760,094	1,831,004
⑤－④　B	81,699,952	78,779,514	2,920,438
実質公債費比率（単年度）Ａ ／ Ｂ	**2.9%**	**4.4%**	**△ 1.5ﾎﾟｲﾝﾄ**

実質公債費比率（３か年平均）

項　目	令和７年度	令和６年度	令和５年度	令和４年度	比較増減
単年度	**2.9%**	**4.4%**	**5.7%**	**5.2%**	
３か年平均	**4.3%**（① 令和５年度から令和７年度）				**△ 0.8ﾎﾟｲﾝﾄ**
		5.1%（②令和４年度から令和６年度）			（①-②）

単年度の実質公債費比率を見ると当年度は2.9%で、前年度に比較して1.5ポイント低下（改善）した。また、令和５年度から令和７年度までの３か年平均による実質公債費比率は4.3%で、令和４年度から令和６年度までの３か年平均に比較して0.8ポイント低下(改善)した。これは主に、第一庁舎・芸術館、斎場の建設などに係る旧合併特例事業及び南長野運動公園総合球技場整備、長野駅善光寺口駅前広場整備等に係る公共事業等の一部元利償還終了に伴う市債残高の減少によるものであり、早期健全化基準である 25%を下回っている状況である。

5　将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{将来負担比率（\%）} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

令和７年度決算における将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

（単位　千円）

項　　目	令和７年度	令和６年度	比較増減
将来負担額　①	214,399,941	208,145,118	6,254,823
地方債の現在高	140,793,203	134,179,189	6,614,014
債務負担行為に基づく支出予定額	3,991,926	2,279,446	1,712,480
公営企業債等繰入見込額	33,904,241	35,949,974	△ 2,045,733
組合負担等見込額	10,073,429	11,263,508	△ 1,190,079
退職手当負担見込額	24,894,425	23,447,378	1,447,047
設立法人の負債額等負担見込額	742,717	1,025,623	△ 282,906
土地開発公社	742,717	1,025,623	△ 282,906
充当可能財源等　②	203,468,828	200,432,194	3,036,634
充当可能基金額	40,977,749	41,326,712	△ 348,963
充当可能特定歳入（注）	25,112,266	21,076,548	4,035,718
うち都市計画税	22,915,943	21,028,210	1,887,733
基準財政需要額算入見込額	137,378,813	138,028,934	△ 650,121
①－②　　A	10,931,113	7,712,924	3,218,189
標準財政規模　③	94,591,098	92,760,094	1,831,004
算入公債費等の額　④	12,891,146	13,980,580	△ 1,089,434
③－④　　B	81,699,952	78,779,514	2,920,438
将来負担比率　A／B	**13.3%**	**9.7%**	**3.6ﾎﾟｲﾝﾄ**

（注）充当可能特定歳入：国庫支出金等、地方債を財源とする貸付金の償還金、市営住宅使用料、都市計画税のうち元金償還金に充当することが見込まれる特定財源

当年度の将来負担比率は 13.3%で、前年度に比較して 3.6 ポイント上昇（悪化）したが、早期健全化基準の 350%を大きく下回る結果となった。標準財政規模が拡大した一方で、将来負担額が増加した結果、将来負担比率は前年度に比較して悪化した。

将来負担額は、前年度に比較して 62 億 5,482 万円余増加した。これは、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催関連を含めたオリンピック施設の長寿命化改修及

び施設整備等に係る地方債現在高の増並びに道路事業等における債務負担行為に基づく支出予定額の増が主な要因である。

充当可能財源等は、前年度に比較して 30 億 4,088 万円余増加した。これは、充当可能特定歳入が前年度に比較して 40 億 3,571 万円余増加した一方で、基準財政需要額算入見込額（公債費のうち交付税措置される額）が、前年度に比較して 6 億 4,587 万円余減少したことによるものである。

将来負担額の会計別内訳（将来負担比率関係）

（単位　千円）

会計名	将来負担額									
	地方債の現在高		債務負担行為に基づく支出予定額		公営企業債等繰入見込額		組合負担等見込額		退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額
	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和７年度
一般会計等	140,793,203	134,179,189	3,991,926	2,279,446					24,894,425	
一般会計	134,104,270	127,416,739	3,991,926	2,279,446					24,894,425	
一般会計等に属する特別会計	6,688,933	6,762,450								
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	30,965	41,107								
授産施設特別会計	0	0								
病院事業債管理特別会計	6,657,968	6,721,343								
公営事業会計					33,904,241	35,949,974				
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					5,530	4,337				
国民健康保険特別会計					5,530	4,337				
駐車場事業特別会計					0	0				
介護保険特別会計					0	0				
後期高齢者医療特別会計					0	0				
公営企業に係る会計					33,898,711	35,945,637				
法適用企業					33,888,315	35,943,295				
産業団地事業会計（宅地造成事業）					0	0				
水道事業会計					1,507,786	2,196,044				
下水道事業会計					31,889,933	33,278,612				
戸隠観光施設事業会計					490,596	468,639				
法非適用企業					10,396	2,342				
鬼無里大岡観光施設事業特別会計					10,396	2,342				
一部事務組合・広域連合							10,073,429	11,263,508		
一部事務組合							0	0		
須高行政事務組合							0	0		
千曲衛生施設組合							0	0		
長水部分林組合							0	0		
長野県市町村自治振興組合							0	0		
広域連合							10,073,429	11,263,508		
長野広域連合							10,073,429	11,263,508		
長野県後期高齢者広域連合							0	0		
長野県地方税滞納整理機構							0	0		
地方公社等　（注）										742,717
地方公社										742,717
長野市土地開発公社										742,717
独立行政法人										0
長野市民病院										0
小計	① 140,793,203	134,179,189	② 3,991,926	2,279,446	③ 33,904,241	35,949,974	④ 10,073,429	11,263,508	⑤ 24,894,425	⑥ 742,717
対前年度増減（７年度－６年度）	6,614,014		1,712,480		△ 2,045,733		△ 1,190,079		1,447,047	△ 282,906
将来負担額　（７年度）（①+②+③+④+⑤+⑥）	214,399,941									
前年比（７年度－６年度）	6,254,823									

（注）第三セクター等は該当なし

充当可能基金額の内訳（将来負担比率関係）

（単位　千円）

基　金　名		充当可能基金額		
		令和７年度	令和６年度	比較増減
1	財政調整基金	16,674,568	18,047,560	△ 1,372,992
2	特別会計国民健康保険支払準備基金	1,200,000	1,200,000	0
3	奨学基金	179,591	179,152	439
4	老人大学園設置運営基金	4,000	0	4,000
5	市民病院建設基金	29,000	0	29,000
6	減債基金	8,000,000	8,200,000	△ 200,000
7	大学整備基金	152,000	0	152,000
8	都市デザイン基金	93,000	0	93,000
9	芸術文化振興基金	122,000	0	122,000
10	防災基金	60,000	0	60,000
11	国際交流基金	63,000	0	63,000
12	リサイクル基金	350,000	0	350,000
13	職員退職手当基金	4,822,000	4,700,000	122,000
14	介護給付費準備基金	4,545,000	4,200,000	345,000
15	ふるさと応援基金	0	200,000	△ 200,000
16	公共交通機関活性化基金	66,000	0	66,000
17	冬季競技振興基金	1,590	0	1,590
18	水内ダム関連排水機場維持管理基金	16,000	0	16,000
19	公共施設等総合管理基金	4,600,000	4,600,000	0
合　　計		40,977,749	41,326,712	△ 348,963

資金不足比率

1　資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すもので、比率は次の算式による。

〈算式〉

$$\text{資金不足比率}\ (\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

各会計における資金不足比率は次表のとおりで、各会計とも経営健全化基準を下回っている。

区分	会計名	**令和７年度**	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度	R7-R6年度増減	**経営健全化基準**
法適用企業	産業団地事業会計	**－** **（▲ 47.82%）**	－ （▲ 47.27%）	－ （▲ 47.14%）	－ （▲ 47.01%）	－ （▲ 42.36%）	（△ 0.55）	**20%**
	水道事業会計	**－** **（▲ 222.96%）**	－ （▲ 236.50%）	－ （▲ 243.11%）	－ （▲ 235.99%）	－ （▲ 242.10%）	（13.54）	**20%**
	下水道事業会計	**－** **（▲ 60.29%）**	－ （▲ 57.61%）	－ （▲ 67.92%）	－ （▲ 69.59%）	－ （▲ 74.40%）	（△ 2.68）	**20%**
	戸隠観光施設事業会計	**－** **（▲ 35.88%）**	－ （▲ 30.39%）	－ （▲ 29.07%）	－ （▲ 29.93%）	－ （▲ 28.60%）	（△ 5.49）	**20%**
法非適用企業	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	**－** **（▲ 0.07%）**	－ （▲ 0.09%）	－ （▲ 0.09%）	－ （▲ 0.10%）	－ （▲ 0.10%）	（0.02）	**20%**

※ 比率は、表示単位未満を切り捨てた表示としている。

※ 資金不足比率については、資金不足が生じていないため「－」で表示し、参考として、資金剰余の比率を（　）内に「▲」で併記した。

※ 産業団地事業会計（宅地造成）では、資金不足の割合を前年度と比較するため、一般会計からの長期借入金を資金不足額に加え、正の値ならば剰余額を０とする特例を考慮しない比率を算定し記載した。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

なお、各公営企業会計の資金不足額の状況については、次ページから記載している。

・資金不足額の状況（法適用企業）

（１） 産業団地事業会計（宅地造成）

（単位　千円・％）

項　　目			令和７年度	令和６年度	比較増減
資金不足額（A+B-C）(※1)			▲ 1,629,763	▲ 1,596,686	△ 33,077
	①	流動負債の額	413,615	416,741	△ 3,126
	②	控除企業債等	290,000	290,000	0
	③	控除未払金等	0	0	0
	④	控除額(※2)	0	0	0
	⑤	PFI建設事業費等	0	0	0
	⑥	土地前受金	0	0	0
	A	小計（①-②-③-④-⑤-⑥）	123,615	126,741	△ 3,126
	B	算入地方債の現在高	0	0	0
	⑦	流動資産の額	1,967,755	1,937,309	30,446
	⑧	控除財源	0	0	0
	⑨	控除額(※2)	0	0	0
	⑩	土地評価差額	214,377	213,882	495
	C	小計（⑦-⑧-⑨-⑩）	1,753,378	1,723,427	29,951
事業の規模（D）			3,407,979	3,377,533	30,446
	⑪	資本＋負債の額	3,407,979	3,377,533	30,446
	⑫	PFI建設事業費等のうち流動負債に係るリース債務	0	0	0
	D	小計（⑪+⑫）	3,407,979	3,377,533	30,446
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100			－ (▲ 47.82)	－ (▲ 47.27)	(△ 0.55ﾎﾟｲﾝﾄ)

（２）水道事業会計

（単位　千円・％）

項　　目			令和７年度	令和６年度	比較増減
資金不足額（A+B-C）(※1)			▲ 13,454,243	▲ 14,394,082	939,839
	①	流動負債の額	3,140,557	3,230,242	△ 89,685
	②	控除企業債等	1,913,942	1,887,749	26,193
	③	控除未払金等	0	0	0
	④	控除額(※2)	0	0	0
	⑤	PFI建設事業費等	0	0	0
	A	小計（①-②-③-④-⑤）	1,226,615	1,342,493	△ 115,878
	B	算入地方債の現在高	0	0	0
	⑥	流動資産の額	14,680,858	15,736,575	△ 1,055,717
	⑦	控除財源	0	0	0
	⑧	控除額(※2)	0	0	0
	C	小計（⑥-⑦-⑧）	14,680,858	15,736,575	△ 1,055,717
事業の規模（D-E）			6,034,164	6,086,050	△ 51,886
	D	営業収益の額	6,034,164	6,086,050	△ 51,886
	E	受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100			－ (▲ 222.96)	－ (▲ 236.50)	(13.54ﾎﾟｲﾝﾄ)

（３）下水道事業会計

（単位　千円・％）

項　　目	令和７年度	令和６年度	比較増減
資金不足額（A+B-C）(※1)	▲ 4,571,442	▲ 4,333,469	△ 237,973
① 流動負債の額	8,646,551	7,722,595	923,956
② 控除企業債等	5,977,555	6,041,994	△ 64,439
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤）	2,668,996	1,680,601	988,395
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	7,240,438	6,014,070	1,226,368
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計（⑥-⑦-⑧）	7,240,438	6,014,070	1,226,368
事業の規模（D-E）	7,581,879	7,521,511	60,368
D 営業収益の額	7,581,879	7,521,511	60,368
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	**－ (▲ 60.29)**	**－ (▲ 57.61)**	**(△ 2.68ﾎﾟｲﾝﾄ)**

（４）戸隠観光施設事業会計

（単位　千円・％）

項　　目	令和７年度	令和６年度	比較増減
資金不足額（A+B-C）(※1)	▲ 171,248	▲ 147,639	△ 23,609
① 流動負債の額	58,030	57,467	563
② 控除企業債等	57,896	55,412	2,484
③ 控除未払金等	0	0	0
④ 控除額(※2)	0	0	0
⑤ PFI建設事業費等	0	0	0
A 小計（①-②-③-④-⑤）	134	2,055	△ 1,921
B 算入地方債の現在高	0	0	0
⑥ 流動資産の額	171,382	149,694	21,688
⑦ 控除財源	0	0	0
⑧ 控除額(※2)	0	0	0
C 小計（⑥-⑦-⑧）	171,382	149,694	21,688
事業の規模（D-E）	477,209	485,721	△ 8,512
D 営業収益の額（指定管理者の利用料金収入の額を含む）	477,209	485,721	△ 8,512
E 受託工事収益の額	0	0	0
資金不足比率 (※3) (資金不足額/事業の規模)*100	**－ (▲ 35.88)**	**－ (▲ 30.39)**	**(△ 5.49ﾎﾟｲﾝﾄ)**

（※１）資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

（※２）控除額：連結実質赤字比率の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額

（※３）資金不足額が生じていないため、参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

・資金不足額の状況（法非適用企業）

鬼無里大岡観光施設事業特別会計

（単位　千円・％）

項　　目			令和７年度	令和６年度	比較増減
資金不足額（A+B−C）　（※１）			▲ 54	▲ 54	0
	A	歳出額	57,542	48,657	8,885
	B	算入地方債の現在高	0	0	0
	①	歳入額	57,596	48,711	8,885
	②	翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0
	C	小計（①−②）	57,596	48,711	8,885
事業の規模（D−E）			67,746	57,669	10,077
	D	営業収益に相当する収入の額	67,746	57,669	10,077
	E	受託工事収益に相当する収入の額	0	0	0
資金不足比率　（※２） （資金不足額/事業の規模）*100			**－ （▲ 0.07）**	**－ （▲ 0.09）**	**（0.02ﾎﾟｲﾝﾄ）**

（※１）資金不足額が生じていないため、参考として黒字の値を「▲」で表示した。

（※２）資金不足額が生じていないため、参考として、資金剰余の比率を「▲」で併記した。

用 語 説 明

1　実質赤字比率

(1) 一般会計等の実質赤字額

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

(2) 実質赤字の額 ＝ 繰上充用額 ＋（支払繰延額 ＋ 事業繰越額）

2　連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字額 ： イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3　実質公債費比率

(1) 準元利償還金 ： イからホまでの合計額

イ　満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ　一時借入金の利子

4　将来負担比率

(1) 将来負担額 ： イからヌまでの合計額

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るもの）

ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト　当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ　設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ　連結実質赤字額

ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(2) 充当可能基金額 ： イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

5　資金不足比率

(1) 資金の不足額：

法適用企業　＝（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－ 流動資産）－ 解消可能資金不足額

法非適用企業　＝（歳出額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 歳入額）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

(2) 事業の規模：

法適用企業 ＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

法非適用企業 ＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

6　標準財政規模

(1) 地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの

標準税収入額等＋ 普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額

（総務省　健全化判断比率・資金不足比率に関する資料等から抜粋）